

電気通信大学D. C. &I. 戦略推進会議規程

制定 令和2年12月14日

最終改正 令和6年5月15日規程第3号

(設置)

第1条 電気通信大学（以下「本学」という。）にD. C. &I. 戦略推進会議（以下「戦略推進会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 戦略推進会議は、本学の理念の実現に必要となる教育、研究、その他業務運営に関する統合的な戦略の策定及びその着実な推進のための全学的な検討の実施を目的とする。

(構成員)

第3条 戦略推進会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 情報理工学域長
- (5) 大学院情報理工学研究科長
- (6) 総務部長
- (7) 学務部長
- (8) 学術国際部長
- (9) その他学長が指名する本学職員

(会議の運営)

第4条 学長は、戦略推進会議を主宰し、その議長となる。

(会議の開催)

第5条 学長は、戦略推進会議を開催するときは、あらかじめ議題を示し、構成員の出席を求めるものとする。

(議事)

第6条 戦略推進会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第7条 議長が必要と認める時は、構成員以外の者を戦略推進会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(タスクフォース)

第8条 戦略推進会議は、必要に応じてタスクフォースを置くことができる。

2 タスクフォースに関して必要な事項は、戦略推進会議が定める。

(事務)

第9条 戦略推進会議に関する事務は、総務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、戦略推進会議に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和6年5月15日規程第3号）

この規程は、令和6年5月15日から施行する。